



鳥取県居住支援協議会ホームページについて

平成25年11月に、鳥取県居住支援協議会のホームページを開設しました。協議会が開催するセミナーの案内や会議などの活動報告のほかに、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人の方などの入居に協力する不動産店を「あんしん賃貸住宅協力店」、入居を受け入れる民間賃貸住宅を「あんしん賃貸住宅」として登録し、情報提供を行っています。

ホームページのお問い合わせフォームから、メールによる入居相談も受け付けていますので、下記のURLからご確認ください。

今すぐアクセス ▶ <http://tottori-kyoju.com>



家主・不動産店のみなさまへ

～「あんしん賃貸住宅協力店」「あんしん賃貸住宅」の登録のお願い～

当協議会では、あんしん賃貸支援事業にご協力いただける家主、不動産店を募集しています。あんしん賃貸住宅に登録していただくことにより、行政や福祉関係者などとの連携が円滑になるほか、入居を希望するかたの安心につながり、物件の有効活用、私たちが暮らす地域への社会貢献にもつながります。ぜひ、あんしん賃貸住宅に登録をお願いします。

<登録状況> H26.11.1現在

	東部	中部	西部	合計
あんしん賃貸住宅協力店	31	15	15	61
あんしん賃貸住宅(戸数)	80(686)	11(143)	15(240)	106(1,069)

- ・登録に関するお問い合わせは、協議会事務局にお気軽にどうぞ！
- ・詳しい登録方法、登録に必要な様式は鳥取県居住支援協議会ホームページに掲載しています。



居住支援協議会パンフレットについて

居住支援協議会では、住宅関連の事業や取り組みなどの紹介、各相談窓口の連絡先の案内などをまとめたパンフレットを作成しました。居住支援協議会の事務局及び県・各市町村の相談窓口及び協議会会員をととして広く配布しておりますので、住宅に関するお困りごとに、ぜひお役立てください。



2015.02

鳥取県 **だより** 居住支援協議会

02
02号

Newsletter of the Tottori Prefectural Housing assistance conference

平成27年(2015年)2月 1日発行

巻頭特集

鳥取県居住支援協議会 会員の事業、取り組みの紹介

■ あんしん賃貸支援事業のご案内

あんしん賃貸支援事業とは
入居に結びついた事例紹介

■ お知らせ

鳥取県居住支援協議会ホームページについて
家主・不動産店のみなさまへ
～「あんしん賃貸住宅協力店」「あんしん賃貸住宅」
の登録のお願い～
居住支援協議会パンフレットについて



鳥取県居住支援協議会について

鳥取県居住支援協議会は、県内の地方公共団体、不動産及び、福祉関係団体、その他居住支援を行う団体などにより構成された団体です。関係者の連携により、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人などの住宅の確保に特に配慮を要するかた(住宅確保要配慮者)の賃貸住宅への円滑な入居の相談業務を行うとともに、その促進などに関し、協議、検討し、そのために必要な施策や、環境の整備を図るために活動しています。



巻頭特集

鳥取県居住支援協議会会員の紹介



社会福祉法人地域(まち)でくらす会

理事長 井上 徹

■小規模な住居施設を作り、老後の介護対策を練ります！

地域でくらす会は、米子市、鳥取市、倉吉市で福祉事業を行っており、利用者のニーズに適う福祉サービスの提供を目標にしています。

私は、米子市にある法人本部で、法人全体の統括や、福祉制度のない支援サービスの作り方、例えば「特養に入れない在宅の重度介護高齢者に対応可能な小規模な住居施設を中心市街地に作る方法」などを模索しています。

既存のサービス付き高齢者向け住宅などは部屋は広いのですが、その分家賃が高いですし、要介護の人を長期に支えるようにはなっていません。なので入居後、要介護状態になった時、家賃以外の介護費用が相当高くなります。そうすると月々の利用料が、自分の年金受給額では払えないため、特養にも直ぐ入れないといった問題で困るかたが出てくると思います。そのため、今から老後の介護対策を練っておかなくてはと考えています。



お問合せ

社会福祉法人地域(まち)でくらす会
住所：683-0816 米子市西倉吉町 83 番地 3

tel (0859)35-5647
fax (0859)35-5648

障害者生活支援センターすてっぷ

所長 光岡 芳晶

■地域での安心の暮らしを支援します！

障害者生活支援センターすてっぷは、西部9市町村からの委託により、障がいのある方の相談支援に取り組んでいます。

相談内容としては、介護に関することや、医療に関すること、仕事に関することなど、様々なものがありますが、住まいに関する相談も多く寄せられます。

具体的には、経済的な理由や住環境の問題から、いま住んでいる住宅から引っ越したいということや、家族から自立したいので新しい住まいを探したい、また、長期に施設や病院で過ごしていたので戻る家がないといったものがあります。

すてっぷではそのような相談について、あんしん賃貸支援事業の相談員、また地域の不動産店の皆様などと協力・連携しながら、できるかぎり障がいのある方それぞれの希望に沿った住居が見つけれられるよう、また、その住居で安定して暮らすことができるよう支援に取り組んでおります。



お問合せ

障害者生活支援センターすてっぷ

住所：683-0064 米子市道笑町 2 丁目 126-4 稲田地所第5ビル1階

tel (0859)37-2120
fax (0859)37-2121

あんしん賃貸支援事業のご案内



鳥取県あんしん賃貸支援事業とは

鳥取県居住支援協議会の会員を中心とした行政、不動産及び福祉関係団体と、家主・不動産店といった民間事業者のかたとが連携して、高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯といった「住宅の確保に配慮を要するかた」の住まいの確保と安定を支援する制度です。

“貸したい人”と“借りたい人”の双方が抱える不安や困りごとを解消し、賃貸住宅などへ安心して入居ができるよう、必要な環境整備を行うことを目的としています。

主な取組としては、2名のあんしん賃貸相談員が、入居のご相談などを受け付けています。わからないこと、不安なことなど、お気軽にお問い合わせください。

このほか、事業に協力する「あんしん賃貸住宅協力店」と「あんしん賃貸住宅」の登録情報を、鳥取県居住支援協議会のホームページ(<http://tottori-kyoju.com/>)で公開しています。協議会事務局で閲覧していただくことも可能ですのでご活用ください。

相談対応実績 平成 21 年度から平成 25 年度まで

	H25実績				H24実績				H23実績				H22実績				H21実績			
	対応状況				対応状況				対応状況				対応状況				対応状況			
	相談 件数	入居 決定	未決定 ※2	見送り ※3	相談 件数	入居 決定	未決定 ※2	見送り ※3	相談 件数	入居 決定	未決定 ※2	見送り ※3	相談 件数	入居 決定	未決定 ※2	見送り ※3	相談 件数	入居 決定	未決定 ※2	見送り ※3
高齢者	60	38	10	12	38	29	7	2	26	15	4	7	29	9	13	7	21	4	8	9
障がい者	62	41	11	10	84	64	10	10	55	31	12	12	36	15	15	6	26	6	7	13
外国人	4	3	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	3	1	2	0	2	2	0	0
子育て世帯	25	14	8	3	28	20	3	5	28	19	5	4	15	10	2	3	13	4	1	8
その他 ※1	43	31	4	8	38	30	4	4	16	9	3	4	9	4	1	4	12	1	2	9
合計	194	127	34	33	189	143	24	22	125	74	24	27	92	39	33	20	74	17	18	39

※1 その他：低所得者世帯、離職者、出所者 ※3 見送り：自ら探す、要望に合う物件がないなどの理由で対応を見送ったもの

※2 未決定：相談対応中のもの（次年度に繰越し）

各地域のあんしん賃貸相談員の連絡先

地域	事務所の所在地	専用電話	メールアドレス
東部	鳥取市川端二丁目125	090-7135-3686	anshin-e@tottori-takken.or.jp
中部	倉吉市東蔵城町120-2		
西部	米子市目久美町34-17	080-1949-3920	anshin-w@tottori-takken.or.jp

相談時間 平日の午前9時～午後5時まで

●入居に結びついた事例の紹介

事例 1

80歳代女性の場合



年金生活を送っていた80歳代の女性が、施設の入居期限にともない退去することとなり、地域包括支援センター及び市町村の担当課をとおして、施設退去後の住まいを探したいと相談がありました。

事情により、ご家族と同居することはできませんでしたが、ご家族には連帯保証人、緊急連絡先となってもらうことができたので、あとは、入居後の単身生活において、安否確認・見守りの問題をどう解決するかが、家主に受け入れを決断していただくポイントでした。民生委員、地域の協力員さんによるサポートなども考えましたが、民間の見守りサポートサービス会社と契約することで、家主の了解が得られ、入居することができました。

事例 2

70歳代男性の場合



年金を受給しながら車上生活を送っていた70歳代男性の住まいを探してほしいと、市町村の担当課より相談がありました。

相談者の家族には、連帯保証人となってもらうことができませんでしたが、以前、空き家が増えて困っていると相談のあった、賃貸住宅の家主に相談したところ、初期費用なし、緊急連絡先のみで入居を受入れていただくことができました。